

2025年2月3日

各位

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた山形県内金融機関の取り組みについて

山形中央信用組合（理事長 井口 裕士）は山形県内の金融機関（※）と連携し、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、お客さまのデジタル化、業務効率化等のご支援に取り組むことになりましたので、お知らせします。

※ 荘内銀行、山形銀行、きらやか銀行、山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫
北郡信用組合、山形中央信用組合、山形第一信用組合（金融機関コード順）

記

1. 背景

政府は、2021年6月に「5年後の約束手形の利用の廃止、小切手の全面的な電子化に向けた取組みを促進する」ことを閣議決定しました。これを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標とする自主行動計画を策定しています。

各産業界においても、自主行動計画を策定し電子的決済サービスの積極的な活用を検討しています。

2. 取り組み内容

（1）周知活動

「手形・小切手の全面的な電子化」について、各金融機関共通のポスター・チラシによりお客さまへの周知活動を行います。

（2）デジタル化、業務効率化の支援

「インターネットバンキングによる振込」や、「でんさい」等の電子的決済サービスへの移行のご支援を行います。

3. 実施日

2025年2月3日（月）

以上

重要

2026年 手形・小切手 全面電子化

政府は、2026年までの約束手形の利用廃止・
小切手の全面的な電子化の方針を示しています。

電子化に向けた対応が遅れると、
事業活動に **支障** が生じる恐れがあります

取引先と
決済できない

政府方針を受け、紙の手形・小切手をやめる企業数が年々急増しており、各事業者においても「紙による取引方法の見直し」を迫られることとなります。



手形・小切手帳を
入手できない

手形・小切手帳の製造メーカーでは事業撤退の意向を示しているほか、一部の銀行では、手形・小切手帳の発行停止する動きが見られます。また、流通量が減少となる中で発行手数料が引き上げとなる可能性があります。



手形の代金取立を
依頼できない

一部の銀行では、2027年4月以降を期日とする手形・小切手について、期日管理を行う代金取立の受付を停止しています。



 荘内銀行

 山形銀行

 きらやか銀行

 山形信用金庫

 米沢信用金庫

 鶴岡信用金庫

 おたくも
うちも 新庄信用金庫

 きたしん
北郡信用組合

 山形中央信用組合
YAMAGATA CHUO SHINYOKUMIAI

 山形第一信用組合

急増中

代替手段へのシフトは始まっています

電子的決済サービスの利用

電子的決済サービスとは？

紙の手形・小切手の代替手段となる、インターネットを利用した決済サービスです。主な電子的決済サービスとして、インターネットバンキングによる振込や、電子記録債権「でんさい」があります。

でんさいの発生記録請求件数は、直近4年で2.1倍に利用増！



いま着手すれば、

2026年までに十分間に合います！



電子化にはこのようなメリットがあります

①事務負担軽減

押印や取立手続、発送等の事務作業が不要！

②コスト削減

郵送代、印紙代等のコストを削減！

③リスク軽減

現物がなくなるため、紛失や盗難の心配なし！

check

でんさいネット「でんさいコスト診断」では、でんさいの利用によって削減できるコストを算出できます。



電子的決済サービスの導入には、以下のような準備が必要です
詳しくは、お取引店にご相談ください

・取引先への導入案内

電子的決済サービスの取扱を開始した旨を取引先に伝え、準備してもらう必要があります。

・社内の環境整備

まずは、電子的決済サービスへの切り替えまでの計画を立てましょう。また、会計システムおよび事務フローの整備が必要です。

check

でんさいネット「お取引先利用状況検索サービス」では、既にでんさいに対応している企業を調べることができます。

